

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その15）」で、

歯科での電話による診察等の時限的・特例的な取扱いが示されました

1. 初診から電話や情報通信機器を用いた診療を行う場合には、歯科訪問診療料3の185点を算定する。ただし、診療を継続中の患者の他の疾患での診療の場合は、電話等再診料を算定する。医薬品の処方や処方箋の発行を行った場合には、調剤料、処方料、調剤技術基本料、又は薬剤料も算定できる。初診から電話や情報通信機器を用いた診療を行う場合、医薬品の処方の制限等があるため、詳細は、「新型コロナウイルス感染症に係る診療法上の臨時的な取扱い（その15）」の別添2の4月15日付事務連絡「歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」を参照すること。（高知保険医協会ホームページの「研修会のお知らせ」ページに掲載）
2. 以前より対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理等を行う場合は、歯周病患者画像活用指導料の10点及び歯科治療時医療管理料の45点の合計55点を月1回に限り算定できる。
3. Q&A
 - ① 初診料1 歯科初診料、2 地域歯科診療支援病院歯科初診料のいずれかを算定している医療機関であっても、歯科訪問診療3（注の加算含む）を算定し、摘要欄に「コロナ特例」と記載する。
 - ② 電話や情報通信機器を用いて電話等再診を行った場合、施設基準の届出状況に応じて対面診療において医療機関が算定していた再診料44点、53点、73点をそれぞれ算定する。なお、算定した場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載する。
 - ③ 歯科での電話や情報通信機器を用いた診療の算定対象は、原則として処方を行ったものとする。
 - ④ 歯科疾患管理料、歯科特定疾患療養管理料を算定している定期受診患者に対して、電話等再診で歯科診療を行った場合、歯周病患者画像活用指導料及び歯科治療時医療管理料の合計55点を月1回算定する。なお、歯周病患者画像活用指導料については、1枚撮影したものとして算定する。
 - ⑤ 歯科疾患管理料を算定していた患者で歯周病以外の口腔疾患を管理していた場合においても、対面診療で療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合には、歯周病患者画像活用指導料を算定してよい。
 - ⑥ 口腔内カラー写真を撮影していない場合であっても、対面診療で療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合には、歯周病患者画像活用指導料を算定してよい。
 - ⑦ 歯科初診料の注1の施設基準に規定する研修について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施出来ない場合、届出の辞退の必要はなく、可能な範囲で実施し、実施できるようになった場合は、速やかに本来予定していた研修を受講する。

高知保険医協会ホームページ(研修会のお知らせページ)に以下の情報を載せています

- 保団連がまとめた「新型コロナウイルス感染症による医院経営への影響で困った時は」資料
- 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その15まで）
- 3月以降の高知協会 FAX ニュース
- 診療報酬改定の訂正通知2本、疑義解釈（その6まで） [保団連ホームページもご覧ください。](#)